

一、相关新法令、新政策

- 关于充分发挥工商行政管理职能作用进一步做好服务外商投资企业发展工作的若干意见

【发布单位】国家工商行政管理总局
 【发布文号】工商外企字〔2010〕94号
 【发布日期】2010-05-07
 【提示】该法令从五方面提出了26条意见，简要介绍如下：

进一步鼓励外商增加投资	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>支持外商投资企业集团化经营。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 鼓励外商投资举办的投资性公司申请组建企业集团。 ➢ 企业集团名称可以有简称。 ➢ 母公司可以在企业名称中使用“集团”或者“(集团)”字样；子公司可以在自己的名称中冠以企业集团名称或者简称；参股公司经企业集团管理机构同意，可以在自己的名称中冠以企业集团名称或者简称。 ▪ <u>支持外商投资企业以债权增资。</u> ▪ <u>鼓励外商投资设立合伙企业。</u> ▪ <u>出资困难的外商投资企业可延缓出资。</u> 对已缴付首期注册资本，无违法记录，因资金暂时紧张无法按时出资的外商投资企业申请延长出资期限的，经审批部门批准，可为其办理出资期限变更登记。
积极促进利用外资结构优化	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>支持外商投资服务业企业加快发展。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 使用外国(地区)出资企业字号的外商独资企业、外方控股的外商投资企业，注册资本达到3000万元人民币，从事现代服务业和高新技术产业的，可以在名称中间使用“(中国)”字样。(※备注：《企业名称登记管理实施办法》规定，使用“(中国)”字样的外商投资企业的注册资本不少于5000万元人民币。该条规定针对现代服务业和高新技术产业，降低了注册资本要求。) ➢ 除有特别规定外，外商投资服务业企业及其授权的分公司可以直接向所在地登记机关申请办理其他经营性分支机构的登记手续。 ▪ <u>支持跨国公司设立功能性机构和外商投资服务外包产业。</u>

一、関連する新法令、新政策

- 工商行政管理職能を十分に発揮させ、外商投資企業の発展にサービスを提供する作業を一層遂行することについての若干意见

【発布機関】国家工商行政管理総局
 【発布番号】工商外企字〔2010〕94号
 【発布日】2010-05-07
 【コメント】本法令は、5つの方面から26条の意見を提出している。簡潔に下記の通り紹介する。

外商が投資を増加することを一層奨励する	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>外商投資企業の集団化経営を支援する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外商投資により設立された投資型会社が企業グループの組織・設立を申請することを奨励する。 ➢ 企業グループの名称は、略称を有することができる。 ➢ 親会社は、企業の名称に「集団」又は「(集団)」の文字を使用することができる。子会社は、自己の名称に企業グループの名称又は略称を使用することができる。資本参加する会社は、企業グループ管理機関の同意を得た上で、自己の名称に企業グループの名称又は略称を使用することができる。 ▪ <u>外商投資企業が債権をもって増資することを支援する。</u> ▪ <u>外商がパートナーシップ企業を投資、設立することを奨励する。</u> ▪ <u>出資が困難である外商投資企業は、出資を延期することができる。</u> 既に払い込んだ初回登録資本金について、法律違反の記録がなければ、資金が一時的に不足するために期日通りに出資できない場合、審査許可部門の批准を経た上で、出資期限の変更登記手続を行うことができる。
外資利用の構造最適化を積極的に促進する	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>外商投資サービス業企業の発展の加速を支援する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国(地区)出資企業商号を使用する外商独资企業、外商投資持ち株企業については、登録資本金が3000万人民币に達し、現代サービス業及びハイテク産業に従事する場合、名称には「(中国)」という文字を使用することができる。(※備考：「企業名称登記管理実施弁法」の規定によると、「(中国)」という文字を使用する外商投資企業の登録資本金は5000万人民币を下回ってはならない。当該規定は、現代サービス業及びハイテク産業に対して、登録資本金の条件を引き下げた。) ➢ 個別規定がある場合を除き、外商投資サービス業企業及びその授權した分公司は、直接に所在地の登記機関にその他の経営型分支機構の登記手続きの取り扱いを申請することができる。 ▪ <u>多国籍会社が機能型組織及び外商投資サ</u>

	<p>跨国公司在华设立地区总部、研发中心、采购中心、财务管理中心、结算中心、成本利润核算中心等功能性机构和外商投资服务外包产业，可以在企业名称和经营范围中使用能够体现其功能特点的文字表述。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>服务外商投资企业跨地区转移。</u> ▪ <u>服务边境经济合作区建设。</u> ▪ <u>支持外资以参股、并购等方式参与国内企业改组改造和兼并重组。</u> ▪ <u>严格限制落后产能企业。</u> <p>强化登记管理，配合有关部门做好“两高一资”和低水平、过剩产能扩张类外商投资企业的变更登记、注销登记和吊销营业执照工作。</p>	<p><u>サービスアウトソーシング産業を設置することを支援する。</u></p> <p>多国籍会社が中国で地域本部、R&D センタ、仕入センター、財務管理センター、決算センターおよびコスト利益採算センター等の機能型組織及び外商投資サービスアウトソーシング産業を設置することを奨励し、企業の名称及び経営範囲には、その機能の特徴を反映できる表現を使用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>外商投資企業の地区を跨ぐ移転に協力する。</u> ▪ <u>国境経済合作区の建設に協力する。</u> ▪ <u>外商が資本参加、買収合併の方式で国内企業の改組と統合再編に参加することを支援する。</u> ▪ <u>生産能力の立ち遅れた企業を厳しく制限する。</u> <p>登記管理を強化し、関連部門に協力し、「高汚染、エネルギー高消費、資源型」及び低水準、生産能力の過剰な拡張類外商投資企業の登記変更、登記抹消及び営業許可証の取消作業を強化する。</p>
<p>提高服务外商投资企业发展的能力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>提高外商投资企业登记服务质量。</u> 落实“一审一核”制度，减少审核环节。 ▪ <u>提高外商投资企业登记信息化水平。</u> ▪ <u>提高外商投资企业登记管理数据监测分析质量和水平。</u> ▪ <u>认真执行国家利用外资产业政策。</u> ▪ <u>提高外商投资企业出资到位率。</u> 以首期出资为重点，规范外商投资企业股东出资行为，建立出资提示、出资催缴、出资公示制度。 ▪ <u>提高外商投资企业年检效能。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 推行外商投资企业分类年检，对重点领域以及信用等级较低的外商投资企业加强审查；对守法经营、无不良记录的外商投资企业简化年检手续，建立守法经营激励机制和违法经营惩戒机制。 ➢ 完善外商投资企业年检汇总报告制度。 	<p>外商投資企業の発展に服する能力を引き上げる</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>外商投資企業登記サービスの品質を向上させる。</u> 「1つの審査1つの認可」制度を着実に実施し、審査認可の手順を簡素化する。 ▪ <u>外商投資企業登記の情報化レベルを引き上げる。</u> ▪ <u>外商投資企業登記管理データのモニタリング分析品質及びレベルを引き上げる。</u> ▪ <u>国の外資利用産業政策を真剣に執行する。</u> ▪ <u>外商投資企業の出資金払い込み比率を引き上げる。</u> 初回の出資に重点を置き、外商投資企業出資者の出資行為を規範化し、出資の提示、出資払い込み催促、出資公示制度を構築する。 ▪ <u>外商投資企業の年度検査効率・能力を引き上げる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外商投資企業の類別ごとの年度検査を推進し、重要な又は注目される業界及び信用レベルのやや低い外商投資企業に対して、審査を強化する。順法経営し、不良記録のない外商投資企業に対して、年度検査手続きを簡素化し、順法経営に関するインセンティブメカニズム及び違法経営制裁メカニズムを構築する。 ➢ 外商投資企業年度検査集計報告制度を整備する。
<p>营造良好的市场环境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>维护公平竞争的市场秩序。</u> 强化竞争执法，继续深入开展打击“傍名牌”等专项竞争执法活动，严肃查处侵犯外商投资企业权益的不正当竞争案件。 ▪ <u>营造和谐的消费环境。</u> 引导外商投资企业建立健全消费纠纷和解等消费维权自律制度。 ▪ <u>引导外商投资企业提高商标注册、运</u> 	<p>良好な市場環境を構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>公正な競争の市場秩序を確保する。</u> 競争に関する法令執行を強化し、「ブランド詐称」等取り締まりといった個別の競争法令執行を引き続き遂行し、外商投資企業の權益を侵害する不正競争事案を厳粛に取り締まり処分する。 ▪ <u>調和のとれた消費環境を作る。</u> 外商投資企業が消費紛争・和解等の消費權益保護自律制度を構築するよう指導す

	<ul style="list-style-type: none"> 用、保护、管理能力。 提高行政许可效率。 促进广告业健康发展。 发挥行政指导作用。
完善服务外商投资企业发展的体制机制	<ul style="list-style-type: none"> 扩大外商投资企业登记管理授权范围。 支持授予中西部地区工商行政管理机关和外商投资企业相对集中的国家级经济技术开发区、高新技术产业开发区工商行政管理机关外商投资企业核准登记权。 完善外商投资企业监管长效机制。 提高外商投资企业监管执法统一性。 加强部门协调配合。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
关于充分发挥工商行政管理职能作用进一步做好服务外商投资企业发展工作的若干意见
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/wstzqyj/201005/t20100512_84707.html
国家工商行政管理总局解读
<http://www.sme.gov.cn/web/assembly/action/browsePage.do?channelID=10111&contentID=1273709901645>

● **关于鼓励和引导民间投资健康发展的若干意见**

【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2010〕13号
【发布日期】2010-05-07
【提示】国务院就鼓励和引导民间投资健康发展提出36条意见,简要介绍如下:

- 鼓励和引导民间资本进入法律法规未明确禁止准入的行业和领域,规范设置投资准入门槛,创造公平竞争、平等准入的市场环境。
鼓励的行业和领域包括:基础产业和基础设施领域、市政公用事业和政策性住房建设领域、社会事业领域、金融服务领域、商贸流通领域、国防科技工业领域等。
- 鼓励民间资本重组联合和参与国有企业改革、加强创新升级等。
- 清理和修改不利于民间投资发展的法规政策规定,加强对民间投资的服务、指导和规范管理等。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
关于鼓励和引导民间投资健康发展的若干意见

	<ul style="list-style-type: none"> る。 外商投资企业商標の登録、運用、保護、管理能力を引き上げるよう指導する。 行政許可の効率を向上させる。 広告業の健全な発展を促進する。 行政指導の役割を果たす。
外商投资企业的发展に服務する体制メカニズムを整備する	<ul style="list-style-type: none"> 外商投资企业登記管理の授權範圍を拡大する。 中西部地区工商行政管理機關及び外商投資企業が相対的に集中している国家レベルの經濟技術開發区、ハイテク産業開發区工商行政管理機關に外商投資企業認可登記權を付与することを支持する。 外商投資企業監督管理長期有効メカニズムを整備する。 外商投資企業監督管理法令執行の統一性を引き上げる。 部門間の調整・協力を強化する。

【関連する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
工商行政管理職能を十分に發揮させ、外商投資企業の發展にサービスを提供する作業を一層遂行することについての若干意見
http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/wstzqyj/201005/t20100512_84707.html
国家工商行政管理総局による解説
<http://www.sme.gov.cn/web/assembly/action/browsePage.do?channelID=10111&contentID=1273709901645>

● **民間投資の健全な發展を奨励、指導することについての若干意見**

【発布機關】國務院
【発布番号】国發〔2010〕13号
【発布日】2010-05-07
【コメント】民間投資の健全な發展を奨励、指導することについて、國務院は、36 条の意見を公表した。簡潔に下記の通り紹介する。

- 民間資本が法律法規において参入を明確に禁止していない業界及び分野に進入することを奨励し、指導し、投資参入の基準を規範化し、設置し、公正競争、平等参入の市場環境を構築する。
奨励する業界及び分野には、下記の内容が含まれる。基礎産業及びインフラ分野、市政公用事業及び政策性住宅建設分野、社会事業分野、金融サービス分野、商業貿易流通分野、国防科学技術工業分野等。
- 民間資本の組織再編合併及び国有企业改革への参加を奨励し、革新とグレードアップ等を強化する。
- 民間投資の發展に不利な法規、政策規定を見直し、改正し、民間投資へのサービス、指導及び規範管理等を強化する。

http://www.gov.cn/zwqk/2010-05/13/content_1605218.htm
国家发展和改革委员会负责人答记者问
http://www.sdpc.gov.cn/xwfb/t20100514_346812.htm

● **中央企业商业秘密保护暂行规定（全文）**

【发布单位】国务院国有资产监督管理委员会
【发布文号】国资发〔2010〕41号
【发布日期】2010-03-25
【实施日期】2010-03-25
【法令全文】

中央企业商业秘密保护暂行规定

第一章 总则

第一条 为加强中央企业商业秘密保护工作，保障中央企业利益不受侵害，根据《中华人民共和国保守国家秘密法》和《中华人民共和国反不正当竞争法》等法律法规，制定本规定。

第二条 本规定所称的商业秘密，是指不为公众所知悉、能为中央企业带来经济利益、具有实用性并经中央企业采取保密措施的经营信息和技术信息。

第三条 中央企业经营信息和技术信息中属于国家秘密范围的，必须依法按照国家秘密进行保护。

第四条 中央企业商业秘密中涉及知识产权内容的，按国家知识产权有关法律法规进行管理。

第五条 中央企业商业秘密保护工作，实行依法规范、企业负责、预防为主、突出重点、便利工作、保障安全的方针。

第二章 机构与职责

第六条 中央企业商业秘密保护工作按照统一领导、分级管理的原则，实行企业法定代表人负责制。

第七条 各中央企业保密委员会是商业秘密保护工作的工作机构，负责贯彻国家有关法律、法规和规章，落实上级保密机构、部门的工作要求，研究决定企业商业秘密保护工作的相关事项。

各中央企业保密办公室作为本企业保密委员会的日常办事机构，负责依法组织开展商业秘密保护教育培训、保密检查、保密技术防护和泄密事件查处等工作。

【関連する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
民間投資の健全な発展を奨励、指導することについての若干意見

http://www.gov.cn/zwqk/2010-05/13/content_1605218.htm
国家发展和改革委员会責任者による記者質問への回答
http://www.sdpc.gov.cn/xwfb/t20100514_346812.htm

● **中央企業商業秘密保護暫定規定**

【發布機關】國務院國有資產監督管理委員會
【發布番号】國資發〔2010〕41號
【發布日】2010-03-25
【施行日】2010-03-25
【法令全文】

中央企業商業秘密保護暫定規定

第一章 總則

第一條 中央企業商業秘密保護作業を強化し、中央企業の利益が侵害を受けないことを保障するために、「中華人民共和國國家秘密保守法」及び「中華人民共和國不正競争防止法」等の法律法規に基づき、本規定を制定する。

第二條 本規定にいう商業秘密とは、公衆に知られておらず、中央企業に経済的利益をもたらす、実用性を有し、中央企業が秘密保護措置を講じる経営情報及び技術情報のことを言う。

第三條 中央企業経営情報及び技術情報のうち、國家秘密範圍に属する場合、法に照らし國家秘密として保護しなければならない。

第四條 中央企業商業秘密のうち、知的財産權の内容に及ぶ場合、國の知的財産權に関する法律法規に基づき管理を行う。

第五條 中央企業商業秘密保護作業は、法に基づき規範化し、企業責任負担、未然防止を最重要ポイントとし、重点箇所に入れ、作業の利便化を図り、安全を保障するという方針を実施する。

第二章 機關と職責

第六條 中央企業商業秘密保護作業は統一的な指導、級別管理に基づき行うという原則に基づき、企業法定代表人責任制を実施する。

第七條 各中央企業秘密保護委員會は商業秘密保護作業の作業機關であり、國の係る法律、法規及び規則を貫徹し、上級の秘密保護機關、部門の作業要求を着実に実施し、企業商業秘密保護作業の係る事項を検討し決定する。

各中央企業の秘密保護事務室は本企業の秘密保護委員會の日常の事務機關として、法に基づき商業秘密保護教育トレーニング、秘密保護検査、秘密保

第八条 中央企业保密办公室应当配备专职保密工作人员，负责商业秘密保护管理。

第九条 中央企业科技、法律、知识产权等业务部门按照职责分工，负责职责范围内商业秘密的保护和管理工作。

第三章 商业秘密的确定

第十条 中央企业依法确定本企业商业秘密的保护范围，主要包括：战略规划、管理方法、商业模式、改制上市、并购重组、产权交易、财务信息、投融资决策、产购销策略、资源储备、客户信息、招投标事项等经营信息；设计、程序、产品配方、制作工艺、制作方法、技术诀窍等技术信息。

第十一条 因国家秘密范围调整，中央企业商业秘密需要变更为国家秘密的，必须依法定程序将其确定为国家秘密。

第十二条 中央企业商业秘密及其密级、保密期限和知悉范围，由产生该事项的业务部门拟定，主管领导审批，保密办公室备案。

第十三条 中央企业商业秘密的密级，根据泄露会使企业的经济利益遭受损害的程度，确定

为核心商业秘密、普通商业秘密两级，密级标注统一为“核心商密”、“普通商密”。

第十四条 中央企业自行设定商业秘密的保密期限。可以预见时限的以年、月、日计，不可以预见时限的应当定为“长期”或者“公布前”。

第十五条 中央企业商业秘密的密级和保密期限一经确定，应当在秘密载体上作出明显标志。标志由权属（单位规范简称或者标识等）、密级、保密期限三部分组成。

第十六条 中央企业根据工作需要严格确定商业秘密知悉范围。知悉范围应当限定到具体岗位和人员，并按照涉密程度实行分类管理。

第十七条 商业秘密需变更密级、保密期限、知悉范围或者在保密期限内解密的，由业务部门拟定，主管领导审批，保密办公室备案。保密期限已满或者已公开的，自行解密。

護技術保護及び秘密漏洩事件の取締等の作業を行う。

第八条 中央企業の秘密保護事務局は専任の秘密保護作業人員を配置し、商業秘密保護管理にあたらさせる。

第九条 中央企業の科学技術、法律、知的財産権等の業務部門は職責により分掌し、職責範囲内の商業秘密の保護及び管理作業を行う。

第三章 商業秘密の確定

第十条 中央企業は法に基づき、本企業の商業秘密の保護範囲を確定し、これには主に戦略計画、管理方法、商業スキーム、所有制改革上場、買収合併再編、資産権取引、財務データ、投資融資政策、生産・仕入・販売策略、資源備蓄、顧客データ、入札募集・入札事項等の経営データ、設計、プロセス、製品製法、制作工程、制作方法、技術ノウハウ等の技術情報が含まれる。

第十一条 国家秘密範囲の調整により、中央企業商業秘密の国家秘密への変更が必要である場合、法定手続きに基づき、国家秘密に確定しなければならない。

第十二条 中央企業商業秘密及びその秘密レベル、秘密保護期間及び知得範囲は、当該事項が生じた業務部門が確定し、主管責任者が審査許可を行い、秘密保護事務局にて届出を行う。

第十三条 中央企業商業秘密の秘密レベルは、漏洩により企業の経済利益が受ける損害の程度に基づき、核心商業秘密、普通商業秘密の二つのレベルのいずれかに確定し、秘密レベルの表記は「核心商業秘密」、「普通商業秘密」に統一する。

第十四条 中央企業が自ら商業秘密の秘密保護期間を設定する。予見可能な場合は、年、月、日で計算し、予見不可能な場合は、「長期」又は「公布前」と定めなければならない。

第十五条 中央企業商業秘密の秘密レベル及び秘密保護期間が確定された時点で、秘密情報媒体に明確な表示をしなければならない。表示は権利帰属（企業の規範化された略称又は表記等）、秘密レベル、秘密保護期間の三つ内容により構成される。

第十六条 中央企業は、業務上の必要性に応じて、商業秘密の知得範囲を厳格に確定する。知得範囲は、具体的な部署及び人員を限定し、且つ秘密度に基づき分類管理を行わなければならない。

第十七条 商業秘密の秘密レベル、秘密保護期間、知得範囲を変更する又は秘密保護期間内に機密解除を行う場合、業務部門が確定し、主管責任者が審査許可を行い、秘密保護事務局にて届出を行なう。秘密保護期間が既に満了しており、又は既に公開されている場合、自動的に機密解除がなされる。

第十八条 商业秘密的密级、保密期限变更后，应当在原标明位置的附近作出新标志，原标志以明显方式废除。保密期限内解密的，应当以能够明显识别的方式标明“解密”的字样。

第四章 保护措施

第十九条 中央企业与员工签订的劳动合同中应当含有保密条款。

中央企业与涉密人员签订的保密协议中，应当明确保密内容和范围、双方的权利与义务、协议期限、违约责任。

中央企业应当根据涉密程度等与核心涉密人员签订竞业限制协议，协议中应当包含经济补偿条款。

第二十条 中央企业因工作需要向各级国家机关，具有行政管理职能的事业单位、社会团体等提供商业秘密资料，应当以适当方式向其明示保密义务。所提供涉密资料，由业务部门拟定，主管领导审批，保密办公室备案。

第二十一条 中央企业涉及商业秘密的咨询、谈判、技术评审、成果鉴定、合作开发、技术转让、合资入股、外部审计、尽职调查、清产核资等活动，应当与相关方签订保密协议。

第二十二条 中央企业在涉及境内外发行证券、上市及上市公司信息披露过程中，要建立和完善商业秘密保密审查程序，规定相关部门、机构、人员的保密义务。

第二十三条 加强中央企业重点工程、重要谈判、重大项目的商业秘密保护，建立保密工作先期进入机制，关系国家安全和利益的应当向国家有关部门报告。

第二十四条 对涉密岗位较多、涉密等级较高的部门（部位）及区域，应当确定为商业秘密保护要害部门（部位）或者涉密区域，加强防范与管理。

第二十五条 中央企业应当对商业秘密载体的制作、收发、传递、使用、保存、销毁等过程实施控制，确保秘密载体安全。

第二十六条 中央企业应当加强涉及商业秘密的计算机信息系统、通讯及办公自动化等信息设施、设备的保密管理，保障商业秘密信息安全。

第十八条 商业秘密的秘密レベル、秘密保護期間を変更後、もとの明示箇所の近くに新しい表示を行い、もとの表示は明確な方式により廃止しなければならない。秘密保護期間内に機密解除を行う場合、明確な識別方式により「機密解除」の字句を明示しなければならない。

第四章 保護措置

第十九条 中央企業と従業員が締結する労働契約には守秘条項が含まれていなければならない。

中央企業と秘密情報に關係する人員が締結する守秘協議書において、守秘内容及び範囲、双方の権利と義務、協議期間、違約責任を明確にしなければならない。

中央企業は、秘密度等に基づき、核心秘密情報に關係する人員と競業避止協議書を締結し、当該協議書には、経済補償条項が含まれていなければならない。

第二十条 中央企業は、業務の必要性に基づき、各級の国家機関、行政管理の職権を有する事業単位、社会团体等に商業秘密資料を提供し、適切な方式により、守秘義務を明示しなければならない。提供した秘密資料は、業務部門が確定し、主管責任者が審査許可を行い、秘密保護事務室にて届出を行なう。

第二十一条 商業秘密に係る中央企業によるコンサルティング、交渉、技術審査評価、成果物鑑定、提携開発、技術譲渡、合併・資本参加、外部監査、デューデリジェンス、資産査定等の活動について、關係する当事者と守秘協議を締結しなければならない。

第二十二条 中央企業は、国内外での証券発行、上場及び上場会社情報の開示過程において、商業秘密保護審査手続きの確立及び整備を行い、係る部門、機関、人員の守秘義務を規定する。

第二十三条 中央企業の重点工事、重要な交渉、重大なプロジェクトの商業秘密の保護を強化し、秘密保護作業事前準備メカニズムを確立し、国の安全及び利益に關係する場合は、国の關係部門に報告しなければならない。

第二十四条 秘密情報に關係する部署が比較的多く、秘密レベルが比較的高い部門（部位）及びエリアを商業秘密保護肝心部門（部位）又は秘密保護エリアに確定し、リスクヘッジ及び管理を行わなければならない。

第二十五条 中央企業は商業秘密情報媒体の制作、受領・発送、輸送、使用、保存、廃棄等のプロセスにおいてコントロールし、秘密情報媒体の安全を確保しなければならない。

第二十六条 中央企業は、商業秘密に關係するコンピュータ情報システム、通信およびオフィスオートメーション等の情報施設、設備の秘密保護管理を強化し、商業秘密情報の安全を保障しなければならない。

第二十七条 中央企业应当将商业秘密保护工作纳入风险管理, 制定泄密事件应急处置预案, 增强风险防范能力。发现商业秘密载体被盗、遗失、失控等事件, 要及时采取补救措施, 发生泄密事件要及时查处并报告国务院国资委保密委员会。

第二十八条 中央企业应当对侵犯本单位商业秘密的行为, 依法主张权利, 要求停止侵权, 消除影响, 赔偿损失。

第二十九条 中央企业应当保证用于商业秘密保密教育、培训、检查、奖励及保密设施、设备购置等工作的经费。

第五章 奖励与惩处

第三十条 中央企业在商业秘密保护工作中, 对成绩显著或作出突出贡献的部门和个人, 应当给予表彰和奖励。

第三十一条 中央企业发生商业秘密泄密事件, 由本企业保密委员会负责组织有关部门认定责任, 相关部门依法依规进行处理。

第三十二条 中央企业员工泄露或者非法使用商业秘密, 情节较重或者给企业造成较大损失的, 应当依法追究相关法律责任。涉嫌犯罪的, 依法移送司法机关处理。

第六章 附则

第三十三条 中央企业应当结合企业实际, 依据本规定制定本企业商业秘密保护实施办法或者工作细则。

第三十四条 本规定自发布之日起施行。

【备注】: 您也可点击以下网址查看该法令全文:
http://www.gov.cn/zwgk/2010-04/26/content_1592746.htm

- [关于小型微利企业预缴 2010 年度企业所得税有关问题的通知](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税函〔2010〕185 号
【发布日期】2010-05-06
【法令全文】请点击以下网址查看:
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9692645.html>

第二十七条 中央企業は、商業秘密保護作業をリスクマネジメントに組み入れ、秘密漏洩事件緊急処理予備案を策定し、リスクヘッジ能力の増強を図らなければならない。商業秘密情報媒体の窃盗、紛失、制御不可能等の事件が発覚した場合、遅滞なく救済措置を講じ、秘密漏洩事件が発生した場合は、遅滞なく取締り、且つ国务院国资委秘密保護委員会に報告しなければならない。

第二十八条 中央企業は、本企業の商業秘密を侵害する行為に対し、法に基づき権利を主張し、権利侵害を停止し、影響を払拭し、損失を賠償するよう要求しなければならない。

第二十九条 中央企業は、商業秘密保護教育、トレーニング、検査、報奨及び秘密保護施設、設備購入等の作業に用いる経費を確保しなければならない。

第五章 報奨及び懲罰

第三十条 中央企業は商業秘密保護作業において、顕著な成績を挙げ又はすばらしい貢献をした部門及び個人に対し、表彰及び報奨を行わなければならない。

第三十一条 中央企業において商業秘密漏洩事件が発生した場合、本企業の秘密保護委員会が関係部門を組織し責任認定を行い、関係部門は法に基づき処理する。

第三十二条 中央企業の従業員は商業秘密を漏洩し又は不法に使用し、その情状がやや深刻である又は企業にやや多大な損失をもたらした場合、法に基づき係る法的責任を追及しなければならない。犯罪の疑いがある場合、法に基づき司法機関に移送し処理する。

第六章 附 則

第三十三条 中央企業は、企業の実情をふまえて、本規定に基づき、本企业商業秘密保護実施弁法又は作業細則を制定しなければならない。

第三十四条 本規定は、発布日から施行する。

【備考】: 本法令の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwgk/2010-04/26/content_1592746.htm

- [小型薄利企業による 2010 年度企業所得税の事前納付に関する事項についての通知](#)

【発布機関】国家稅務總局
【発布番号】国税函〔2010〕185 号
【発布日】2010-05-06
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9692645.html>

● 工业产品生产许可证管理条例实施办法（修订）

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局
【发布文号】国家质量监督检验检疫总局令第130号
【发布日期】2010-04-21
【实施日期】2010-06-01
【提示】此次修订，修改了工业产品生产许可证标志的样式。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zil/2010/201004/t20100429_142720.htm

● 出入境检验检疫代理报检管理规定

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局
【发布文号】国家质量监督检验检疫总局令第128号
【发布日期】2010-03-30
【实施日期】2010-06-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zil/2010/201004/t20100421_141939.htm

● 食品生产许可管理办法

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局
【发布文号】国家质量监督检验检疫总局令第129号
【发布日期】2010-04-07
【实施日期】2010-06-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zil/2010/201004/t20100421_141960.htm

● 食品添加剂生产监督管理规定

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局
【发布文号】国家质量监督检验检疫总局令第127号
【发布日期】2010-04-04
【实施日期】2010-06-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zil/2010/201004/t20100421_141937.htm

● “关于加强2010年世博会期间上海港口危险货物安全监管的通知”（沪交港〔2009〕691号）文件的说明（上海）

【发布单位】上海市交通运输和港口管理局
【发布日期】2010-04-29
【提示】该法令对《关于加强2010年世博会期间上海港口危险货物安全监管的通知》的有关事项进行了说明，简要介绍如下：

● 工業製品生産許可証管理条例实施弁法（改正）

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局
【発布番号】国家品質監督検査検疫総局令第130号
【発布日】2010-04-21
【施行日】2010-06-01
【コメント】この度の改正では、工業製品生産許可証表示の様式が調整された。
【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zil/2010/201004/t20100429_142720.htm

● 出入境検査検疫代理検査申告管理規定

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局
【発布番号】国家品質監督検査検疫総局令第128号
【発布日】2010-03-30
【施行日】2010-06-01
【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zil/2010/201004/t20100421_141939.htm

● 食品生産許可管理弁法

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局
【発布番号】国家品質監督検査検疫総局令第129号
【発布日】2010-04-07
【施行日】2010-06-01
【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zil/2010/201004/t20100421_141960.htm

● 食品添加物生産監督管理規定

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局
【発布番号】国家品質監督検査検疫総局令第127号
【発布日】2010-04-04
【施行日】2010-06-01
【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zil/2010/201004/t20100421_141937.htm

● 「2010年万博開催期間中の上海港湾危険貨物安全監督管理を強化することについての通知」（滬交港〔2009〕691号）文書に関する説明（上海）

【発布機関】上海市交通輸送及び港湾管理局
【発布日】2010-04-29
【コメント】本法令は、「2010年万博開催期間中の上海港湾危険貨物安全監督管理を強化することについての通知」の関連事項について、説明を行っている。下記の通り簡潔に紹介する。

禁止危险货物港口作业	从2010年04月30日至2010年10月31日,除洋山港区外的上海港口所有码头,原则上禁止爆炸品(第1类)、有机过氧化物(第5.2项)、剧毒品(第6.1项中的一部分)、放射性物品(第7类)以及过氧化氢(双氧水)、丙酮、硫酸、硝酸、盐酸危险货物的港口作业。
暂停危险货物港口作业资质认定	从2010年03月20日至2010年10月31日,停止受理危险货物港口作业资质认定的申请。
周/日报告制度	从2010年04月30日至2010年10月31日期间,港口危险货物作业实行周报告制度。世博安保等级提高到一、二级时,实行日报告制度。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.jt.sh.cn/infopub/tzgg/info_100429035333.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [中国对外贸易形势报告\(2010年春季\)](#)

日前,商务部发布了[《中国对外贸易形势报告\(2010年春季\)》](#),包括以下三部分内容:

1. [2009年中国对外贸易发展情况](#);
2. [2010年一季度中国外贸增长的特点](#);
3. [2010年中国对外贸易发展前景](#)。

该报告回顾了2009年及2010年一季度中国外贸运行的特点,认为中国对外贸易发展面临的总体环境继续好转,并指出以后要继续落实好稳外需的各项政策措施,稳定进口促进政策,调整和优化进出口结构,促进对外贸易转型升级和发展方式转变等。

(摘自商务部网站;2010年04月28日发布)

危险货物 的 港 湾 作 业 禁 止 的 作 业	2010年4月30日から2010年10月31日まで、洋山港区外の全ての上海港湾埠頭において、原則として、爆破物(第1類)、有機過酸化物(第5.2項)、劇毒物(第6.1項の一部)、放射性物質(第7類)及び過酸化水素(オキシドール)、アセトン、硫酸、硝酸、塩酸危険貨物の港湾作業を禁止する。
危险货物 港 湾 作 业 资 格 认 定 一 时 中 断 的 作 业	2010年3月20日から2010年10月31日まで、危険貨物港湾作業資格認定の申請受理を一時中断する。
週報/日 報 制 度	2010年4月30日から2010年10月31日まで、港湾危険貨物作業について1週報制度を実施する。万博警備等級が一、二級に引き上げられたとき、日報制度を実施する。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.jt.sh.cn/infopub/tzgg/info_100429035333.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● [中国对外贸易情勢報告\(2010年春季\)](#)

先頃、商务部が「[中国对外贸易情勢報告\(2010年春季\)](#)」を公表した。その内容には、下記の3つの部分が含まれる。

1. [2009年中国对外贸易の発展状況](#)
2. [2010年第1四半期中国对外贸易増長の特徴](#)
3. [2010年中国对外贸易の発展の見通し](#)

本報告は、2009年及び2010年第1四半期中国对外贸易運行の特徴を振り返り、中国对外贸易の全体的な環境が引き続き好転していると判断し、今後は外需を安定させるための諸政策措置を引き続き遂行し、輸入促進政策を固め、輸出入の構造を調整、最適化し、对外贸易のモデルチェンジとグレートアップ及び発展方式の切替等の促進を図ることを指し示している。

(商务部ウェブサイトより抜粋。2010年4月28日付で作成)

● **中国 2010 年前 4 个月主要经济指标**

日前，国家统计局、商务部、海关总署、中国人民银行、国家外汇管理局等部门公布了中国 2010 年前 4 个月 [国民经济主要经济指标](#)、[外商直接投资情况](#)、[外贸进出口情况](#)、[金融统计数据](#)、2009 年和 2010 年一季度外汇统计数据等。简要介绍如下：

1. [国民经济主要经济指标](#)

項目	具体内容
工业生产	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 04 月，规模以上工业增加值同比（与上年同时期相比；下同）增长 17.8%，01 月至 04 月，同比增长 19.1%。04 月数据简要介绍如下： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 39 个大类行业全部保持同比增长； ➢ 503 种产品中有 428 种产品同比增长； ➢ 外商及港澳台投资企业增长 16.8%； ➢ 重工业增长 19.4%，轻工业增长 14.1%。 ▪ 04 月，工业企业产品销售率为 98.4%，同比提高 0.6%。工业企业实现出口交货值 7183.7 亿元，同比增长 27.5%。 <p>※备注：规模以上工业企业，是指国有工业企业+年产品销售收入 500 万元及以上的 non-国有工业企业。</p>
城镇固定资产投资	<p>01 月至 04 月，城镇固定资产投资 46743 亿元，同比增长 26.1%。其中：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 房地产开发投资 9932 亿元，增长 36.2%； ▪ 外商投资 1866 亿元，增长 1.3%； ▪ 第一产业投资增长 16.5%，第二产业投资增长 21.7%，第三产业投资增长 29.7%。
社会消费品零售总额	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 04 月，为 11510 亿元，同比增长 18.5%。 ▪ 01 月至 04 月，为 47884 亿元，同比增长 18.1%。
居民消费价格 (CPI)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 04 月，同比上涨 2.8%；环比（与前一时期相比；下同）上涨 0.2%。 ▪ 01 月至 04 月，同比上涨 2.4%。
工业品出厂价格 (PPI)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 04 月，同比上涨 6.8%； ▪ 01 月至 04 月，同比上涨 5.6%。

● **中国 2010 年度最初の 4 ヶ月間の主な経済指標**

先頃、国家統計局、商務局、税関総署、中国人民銀行、国家外貨管理局等の部門が中国の 2010 年度最初の 4 ヶ月間の [国民経済主要経済指標](#)、[外商直接投資状況](#)、[外貨輸出入状況](#)、[金融統計データ](#)、2009 年及び 2010 年 1 四半期の外貨統計データ等を発表した。下記の通り、簡潔に紹介する。

1. [国民経済主要経済指標](#)

項目	具体的な内容
工業生産	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 4 月の一定規模以上工業企業の伸び率は、前年同期比 17.8% 増であり、1 月から 4 月までの期間は、前年同期比で 19.1% 増となった。4 月のデータについて、下記の通り簡潔に紹介する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 39 種類の業種は全て前年と同期比伸び率を維持した。 ➢ 503 品目の製品のうち 428 品目の製品は前年同期比で伸びを見せた。 ➢ 外商及び香港・マカオ・台湾投資企業は、16.8% 増加した。 ➢ 重工業は 19.4% 増加し、軽工業は 14.1% 増加した。 ▪ 4 月の工業企業の製品販売率は 98.4% となり、前年同期比で 0.6% 上昇し、工業企業の輸出納品価格は 7183.7 億元を記録し、前年同期比で 27.5% 増となった。 <p>※備考：一定規模以上工業企業とは、国有工業企業+年間製品売上高 500 万元以上の非国有企業を指す。</p>
都市部の固定資産投資	<p>1 月から 4 月までの期間において、都市部の固定資産投資は 46743 億元であり、前年同期比で、26.1% 増加した。具体的には下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 不動産開発投資は 9932 億元であり、36.2% 増加した。 ▪ 外商投資は 1866 億元であり、1.3% 増加した。 ▪ 第一産業投資は 16.5%、第二産業投資は 21.7%、第三産業投資は 29.7% の増加となった。
社会消費財小売上総額	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 4 月は、11510 億元であり、前年同期比で、18.5% 増加した。 ▪ 1 月から 4 月までの期間は、47884 億元であり、前年同期比で、18.1% 増加した。
消費者物価指数 (CPI)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 4 月は、前年同期比 2.8% の上昇となった。前月の 3 月と比べて、0.2% の上昇となった。 ▪ 1 月から 4 月までの期間は、前年同期比で 2.4% の上昇となった。
工業製品出荷価格 (PPI)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 4 月は、前年同期比で 6.8% の上昇となった。 ▪ 1 月から 4 月までの期間は、前年同期比で 5.6% の上昇となった。

2. 外商直接投资 (FDI) 情况

項目	2010年01月至04月		2010年04月	
	数据	与2009年同期比增减	数据	与2009年04月比增减
外商投资新设立企业(家)	7506	20.27%	2047	21.34%
实际使用外资金额(亿美元)	307.89	11.28%	73.46	24.69%

3. 外贸进出口情况

項目	2010年01至04月		2010年04月	
	数据(亿美元)	与2009年同期比增减(%)	数据(亿美元)	与2009年04月比增减(%)
进出口总值	8559.9	42.7	2381.6	39.4
出口	4360.5	29.2	1199.2	30.5
进口	4199.4	60.1	1182.4	49.7
顺差	161.1	-78.6	16.8	-87

另外,海关总署还发布了[2010年04月全国进口重点商品量值表](#)、[出口重点商品量值表](#)、[进出口商品主要国别\(地区\)总值表](#)和[进出口商品贸易方式总值表](#)。

4. 金融统计数据

2010年04月金融统计数据简要介绍如下:

- 2010年04月末,广义货币(M2)余额为65.66万亿元,同比增长21.48%;狭义货币(M1)余额为23.39万亿元,同比增长31.25%;流通中货币(M0)余额为3.97万亿元,同比增长15.76%。
- 本外币贷款增加8093亿元,其中,人民币贷款增加7740亿元,外币贷款增加52亿美元。
- 本外币存款增加1.12万亿元,其中,人民币存款增加1.18万亿元,外币存款减少90亿美元。

5. 外汇统计数据

項目	数据
2009年中国实际投资头寸表	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对外金融负债,其各部分的数额和所占比例如下: <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国来华直接投资9974亿美元,61%; ➢ 证券投资1900亿美元,12%; ➢ 其他投资4508亿美元,28%。 ▪ 对外金融资产,其各部分的数额和所占比例如下:

2. 外商直接投資(FDI)状況

項目	2010年1月から4月まで		2010年4月	
	データ	2009年同期比増減率	データ	2009年4月同期比増減率
外商投資新設企業(戸数)	7506	20.27%	2047	21.34%
実際の外資使用金額(億米ドル)	307.89	11.28%	73.46	24.69%

3. 対外貿易の輸出入状況

項目	2010年1月から4月まで		2010年4月	
	データ(億米ドル)	2009年同期比増減率(%)	データ(億米ドル)	2009年4月同期比増減率(%)
輸出入総額	8559.9	42.7	2381.6	39.4
輸出	4360.5	29.2	1199.2	30.5
輸入	4199.4	60.1	1182.4	49.7
貿易黒字	161.1	-78.6	16.8	-87

また,税関総署は、2010年4月に[全国輸入重要商品量値表](#)、[輸出重要商品量値表](#)、[輸出入商品主要国別\(地区\)総値表](#)及び[輸出入商品貿易方式総値表](#)を公表した。

4. 金融統計データ

2010年4月の金融統計データについて下記の通り簡潔に紹介する。

- 2010年4月末時点において、広義の通貨(M2)残高は65.66万億元であり、前年同期比で21.48%増加した。狭義の通貨(M1)残高は23.39万億元であり、前年同期比で31.25%増加した。流通通貨(M0)の残高は3.97万億元であり、前年同期比で15.76%増加した。
- 本外貨貸付は8093億元増加し、このうち、人民元建て貸付は7740億元増加し、外貨貸付は52億米ドル増加した。
- 本外貨預金は1.12万億元増加し、このうち、人民元建て預金は1.18万億元増加し、外貨預金は90億米ドル減少した。

5. 外貨統計データ

項目	データ
2009年中国实际投資資金表	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对外金融負債の各部分の金額及び割合は下記の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対中直接投資は9974億米ドルで、61%である。 ➢ 証券投資は1900億米ドルで、12%である。 ➢ その他の投資は4508億米ドルで、28%である。

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 对外直接投资 2296 亿美元, 7%; ➢ 证券投资 2428 亿美元, 7%; ➢ 其他投资 5365 亿美元, 16%; ➢ 储备资产 24513 亿美元, 71%。
2010 年 一季度 中国国 际收支 平衡表 初步数 据	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国际收支经常项目顺差 409 亿美元, 同比下降 48%。 ▪ 资本和金融项目顺差 (含净误差与遗漏) 550 亿美元。 ▪ 国际储备资产变动 960 亿美元, 按可比口径, 同比增长 46%。

(里兆律师事务所 2010 年 05 月 14 日整理编写)

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 对外金融資産の各部分の金額及び割合は下記の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 对外直接投資は 2296 億米ドルで、7%である。 ➢ 証券投資は 2428 億米ドルで、7%である。 ➢ その他の投資は 5365 億米ドルで、16%である。 ➢ 準備資産は 24513 億米ドルで、71%である。
2010 年 1 四半 期中国 国際収 支バラ ンスシ ート 初歩的 なデー タ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国際収支經常項目は 409 億米ドルの黒字であり、前年同期比で 48%下降した。 ▪ 資本及び金融項目の黒字は(誤差及び遺漏を含む)は 550 億米ドルである。 ▪ 国際準備資産は 960 億米ドル変動し、為替レート変動等の要因を除去した上で比較すれば、前年同期比で 46%増加した。

(里兆法律事務所が 2010 年 5 月 14 日付で作成)